

評議員報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、評議員の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 評議員が出席した場合において、出席報酬として1回あたり1人5,000円を支給する。
尚、各年度の総額は300,000円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第3条 原則として、評議員会等への出席に対する費用弁償は支給しない。

(報酬の支払い)

第4条 第2条の出席報酬については、出席状況を確認の上、理事長が源泉徴収分を控除した上で現金にて支払う。尚、支払いを受けた評議員は、遅滞なく領収書を理事長に提出する。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

一部改正 令和元年6月24日